

平成 23 年 4 月 14 日  
205 会議室

平成 23 年第 7 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成23年第7回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成23年4月14日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時38分

2 場 所 205会議室

3 出席委員 中 村 祐 治 田 中 健 一  
宮 田 由 香 古 岡 邦 人  
澤 利 夫

署名委員 宮 田 由 香

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育部長 近藤 忠信

教育総務課長 小林 健司

学務課長 小林美佐子

指導課長 並木 浩子

統括指導主事 大谷 憲司

学校給食課長 石井 雅隆

図書館長 清水 啓文

スポーツ振興課長 五十嵐敏行

生涯学習推進センター長 早川 律康

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第12号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第13号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について

### 2 協議

- (1) 立川市教育委員会の教育目標について

### 3 報告

- (1) 東北地方太平洋沖地震における対応等について
- (2) 立川市職員の人事異動について
- (3) 小学校スクールカウンセラーの配置について
- (4) 平成22年度教育委員会事業後援について

### 4 その他

平成23年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

平成23年4月14日

205 会議室

1 議案

- (1) 議案第12号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第13号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について

2 協議

- (1) 立川市教育委員会の教育目標について

3 報告

- (1) 東北地方太平洋沖地震における対応等について
- (2) 立川市職員の人事異動について
- (3) 小学校スクールカウンセラーの配置について
- (4) 平成22年度教育委員会事業後援について

4 その他

---

◎開会の辞

- 中村委員長 ただいまから、平成23年第7回立川市教育委員会定例会を開催いたします。  
署名委員は宮田委員、お願いいたします。
- 宮田委員 はい。
- 中村委員長 よろしくお願いいたします。  
本日は、議案2件、協議1件、報告4件、その他は議事進行過程で確認したいと思います。  
平成23年第7回ですが、平成23年度第1回でもありますので、いつものように事務局の出席者の確認とともに、今日は紹介もしていただければと思います。  
近藤教育部長、お願いいたします。
- 近藤教育部長 それでは、4月1日付で教育委員会事務局の課長に人事異動がございましたので、その課長をご紹介したいと思います。  
生涯学習推進センター長に早川がまいりました。よろしくお願いいたします。
- 早川生涯学習推進センター長 早川でございます。よろしくお願いいたします。
- 近藤教育部長 スポーツ振興課長でございますが、生涯学習推進センター長でありました五十嵐が今度はスポーツ振興課長ですので、よろしくお願いいたします。
- 五十嵐スポーツ振興課長 五十嵐です。よろしくお願いいたします。
- 近藤教育部長 統括指導主事が替わりました。新しい統括指導主事の太谷でございます。
- 太谷統括指導主事 太谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 近藤教育部長 それでは、本日の教育委員会事務局の出席者でございます。私、教育部長近藤のほか、教育総務課長の小林、学務課長の小林、指導課長の並木、学校給食課長の石井、そして生涯学習推進センター長の早川、スポーツ振興課長の五十嵐のほか、図書館長の清水、そして統括指導主事の太谷でございます。
- 中村委員長 今日は久しぶりに全員顔が揃ったので、よろしくお願いいたします。

---

◎議 案

(1) 議案第12号 立川市教育委員会表彰について

- 中村委員長 早速、議案に入っていきたいと思います。  
議案第12号、立川市教育委員会表彰について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。
- 澤教育長 本案につきましては、立川市教育委員会に表彰規程がございますが、この第3条、第3号に該当するものがお二人おりますので、その表彰について、ご提案をするものでございます。  
詳細は、教育総務課長から説明をさせます。
- 中村委員長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第 12 号についてご説明させていただきます。

内容につきましては、お手元の資料、別紙 1「平成 22 年度立川市教育委員会表彰 該当者」をご覧ください。

根拠規程は、立川市教育委員会表彰規程第 3 条第 3 号、立川市に在住又は勤務するもの及び立川市に所在する学校又は公共の団体であって、委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあったもの、でございます。

該当内容といたしましては、表彰基準によりまして、社会教育関係委員又は学校給食運営審議会委員として 6 年以上在職して退職する場合、その他具体的な事実が生じた時でございます。

表彰の内容でございます。

表彰該当者、田代圭介。該当内容、社会教育委員。住所、高松町。在職期間、平成 16 年 7 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日まで。うち社会教育委員副議長を平成 20 年 7 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日までお務めになっております。退職日、平成 22 年 6 月 30 日。

表彰該当者、山田昌夫。該当内容、立川・昭島マラソン大会（旧立川マラソン実行委員会委員長）。住所、曙町。在職期間は、昭和 58 年 11 月 22 日から現在までです。

以上の 2 名でございます。

なお、平成 22 年度の教育委員会表彰につきましては、昨年の第 19 回教育委員会定例会におきまして、8 案件につきまして既にご審議いただいたところでございますが、今回の表彰規程第 3 条第 3 号につきましては、社会教育関係委員として 6 年以上在職して退職する場合、その他具体的な事実が生じた時が該当条件ですので、当該年度の 3 月末までに退職した方を一括、平成 23 年度 4 月に議案としてお出しし、ご審議いただくものです。

ご審議よろしくお願いいたします。

○中村委員長 提案ありがとうございます。趣旨説明にございましたとおり、第 3 条第 3 号に該当するもの 2 名で、昨年第 19 回でやっていたんですが、今回は具体的な事実が生じた方 2 名ということの提案でございますが、質問、ご意見がございましたらお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問、意見がなければ、議案第 12 号についての質疑を終了したいと思います。

議案第 12 号、立川市教育委員会表彰について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第 12 号、立川市教育委員会表彰については承認されました。

お二人の表彰についての事務をよろしくお願いいたします。

議案第 12 号、立川市教育委員会表彰について、を終了いたします。

(2) 議案第13号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について

○中村委員長 続きまして議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。

澤教育長、お願いします。

○澤教育長 本案につきましては、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程でございまして、障害のある児童及び生徒に適切な義務教育を保障し、就学相談、転学相談あるいは通級学級の入退級相談について必要な事項を調査し、及び審議するために設置される委員会でございます。この委員会の規程につきまして、体制の整備あるいは支援の強化を図るため、所定の改正を行いたいとするものでございます。

詳細につきましては、小林学務課長から提案をさせます。

○中村委員長 小林学務課長、お願いいたします。

○小林学務課長 では、議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

資料といたしまして、鑑の後ろに新旧対照表、次に改正後の規程(案)、その後ろに改正後の組織体制(案)を綴っておりますのでご覧いただきたいと思います。

まず、新旧対照表をご覧ください。改正部分には下線を引いております。

改正後の第5条(委員)の欄でございますが、改正前は第4条となります。検討委員会の委員は、改正前につきましては第1号委員、特別支援学級(固定級)設置校校長からはじまりまして第6号委員の教育委員会事務局教育部教育総務課長ほか7人以内となっておりますが、改正後は、教育総務課長、学務課長、指導課長、統括指導主事の4人としております。

そしてその検討委員会の下に部会を設置することとし、部会の運営に関しましては、新たに第12条の(委任)を追加し、要綱で定めることといたしました。1号委員から5号委員までは部会の委員となる予定でございます。

また、第10条では新たに会議の非公開を規定いたしました。

その他につきましては、主に文言の整理となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。今、ご説明にありましたとおり、体制整備あるいは支援を強化するための改正でございます。質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問や意見がなければ、議案第13号についての質疑を終了いたします。

議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○中村委員長 異議なしと認めまして、議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部

を改正する規程については承認されました。事務手続きについてはよろしく願います。

それでは、議案第13号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、を終了いたします。

---

## ◎協 議

### (1) 立川市教育委員会の教育目標について

○中村委員長 協議に入っていきます。

協議(1)立川市教育委員会の教育目標について、を協議いたしますので事務局より提案説明をお願いしたいと思います。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 お手元に立川市教育委員会の教育目標(原案-1)という標記の資料がありますけれども、これにつきましては、前回、前々回の定例会で委員の皆様から活発なご意見をいただきまして、その中でキーワードになるものあるいはエキスになるものをこういう形で表記をさせていただきました。

これはまだ原案のその1でございますので、今日初めて皆様にご提案させていただきますが、これで決めるということではなくて、今日のご意見の中でまた修正をしていきたいというふうに思っています。提案については個別にはありませんけれども、議事の中でお願いしたいと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。澤教育長から経過等について説明いただきました。第5回及び第6回定例会の基本協議その1とその2を受けて、皆様から出てきたご意見を反映させながら、いただいた言葉をそのままということではなくて、組み直したり、集約、消化させて、原案1となったものでございます。

本日は皆様から様々な角度からご意見をいただきまして、そして皆様からいただいたご意見をもう一回反映させて、原案2として提案していただくという手順を進めていきたいと思えます。能率的しかも効率的に議事進行していきたいと思えますので、議事進行についてお諮りしたいと思います。

今日配られた原案の前文、○が3つ、そして最後は結文になっていますが、まず、こういう構成でいいかどうか、総論についてです。次に各論で前文についていかがか、一番上の○についていかがか、二番目についていかがか、三番目についていかがか、結文についていかがか、もちろん共通したことはありますので、最後にまとめて全体を通してもう一回聞きたいと思えますけれども、そういう方向で進めていきますけれどもよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では、そういうことで進めていきたいと思えます。

まず構成について、いかがかということを知りたいと思えます。

この枠組みは基本協議1、基本協議2で確認いたしましたシンプルな表現形態で市民の皆様に対して分かりやすくとか、できたら合言葉的にするとか、立川市第3次基本計画の精神とか、教育委員会としての5つの分野別個別計画のエキスをシンプルに組み込むとか、ある

いは立川らしさを表現していくとか、現在の教育目標の精神を継続していくという趣旨をこういう形で表現したと私は受け取っておりますが、こういう枠組みについてはいかがですか。

○古岡委員 この構成でいいと思います。この構成を完成させるために人間性豊かに成長することを「願い」というのは、願うものですと一旦形としてフレームをつくっていくといいのではないかと思います。

○中村委員長 言葉についてはまた後でやっていきますけれども、こういう置き方でいいかということですか。

はい、宮田委員。

○宮田委員 戻るようで恐縮なのですが、構造の立て方のことですが、教育目標ですね。目指すものは教育の目標ですね。教育委員会の目標ではないわけですね。というあたりを議論してなかったなとちょっと気が付いて、教育委員会の教育の目標、教育委員会というものの中の一つの理念的なものは2回の会議の中では出ていたと思うのですが、組み立て方として、そういうものがあり、その中において教育の目標を立てるという構造がいいかなと私は思いまして、そうすると、文面は後ほどなんですが、目指す教育を推進する、これはキーワードが3つ重なっているとか、その辺を見ていくとまず教育委員会としての理念的、主意的なものをもう一度確認し、その上で教育の目標を立て、それをどのような方針でこなしていくかというふうに構造を立てておいたほうが、個別計画を立てたこともあって、いいのではないかなと個人的には考えたのですが。

○中村委員長 澤教育長、いかがですか。

○澤教育長 今の話は、教育委員会の教育目標と書いてありますけれども、これは立川市の教育目標でいいと思います、読み切ってください。ただ、たまたま別組織になっていますから、教育委員会のという形容詞と言うか枕詞が付きますけれど、基本的には立川市の教育目標という立場でつくっていますから、立川市教育委員会の教育目標イコール立川市の教育目標と考えて私は差し支えないと思うし、その視点からいけば、あえて「の」をつけなくてもいいですけど、ただ、どこの教育目標といわれたときに、立川市教育委員会の教育目標ですということですから、その辺の前段階の話はもうそれでクリアしたほうが、割りきったほうがいいと思うんですけども。

○宮田委員 構造を立てていく上で確認をしておきたかったもので、分かりました。

○中村委員長 田中委員、こういう構成でよろしいですか。

○田中委員 よく整理されていいと思います。

○中村委員長 では構成についてはこれでいきますので、次に各論について協議していきたいと思えます。まず前文について、結文との関係もありますのであわせて言ってくださって結構ですけど、前文についていかがでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 前文について申し上げます。この中で3行目、「創造を目指す教育を推進する。」と書かれていますが、あと一番下の結文、「に向けた教育を推進する。」、これについては「推

進する。」がいずれもかぶってまいりますので、私としては前文のほうに入れていいのではないかと、前文のほうを生かすと。結文のほうはなしにしてもいいのではないか、あるいは、どうしても「に向けた教育を推進する。」、これを生かすのであれば、3行目の「推進する。」をなくしてもいいのではないか、それが1つです。

4行目、「そして、」とありますけれども、この3行については教育基本法、その精神を高らかに謳っているわけですから、それを受けて市政の基本理念、それをもとにしながら第3次基本計画、5つの個別の分野別計画、それらを踏まえておりますので、「そして、」ではなくて、できたらここでは「そのために」というほうがよろしいのではないかなと思います。

○中村委員長 改善案も含めてご意見いただきましたけれども、澤教育長、いかがですか。

○澤教育長 今のは、確かにご指摘のとおり「推進する」が2つ重なっているもので、高らかに宣言するのであれば、3行目で「新しい文化の創造を目指す教育を目指す」という表現のほうが高らかな宣言にはなると思います。結文で「推進する」、そういうほうが素直かなと思いました。

「そして」のところは確かに「そのために」のほうが前文から受けた形になっているので、田中委員のおっしゃったことはよく分かりました。

○中村委員長 ほか、田中委員ございますか。

○田中委員 もう1つ付け加えれば、前文が結構長いんですね。これをもう少しコンパクトに整理できないかなということ。あと、一文がずうっと続いているんですね。例えば市政の基本理念から入って、6行続いているものですから、これをもう少し切るか何かしたほうが市民には理解しやすいかな、そう思います。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 非常に前文は苦勞しまして、皆さんのおっしゃっていたことを全部入れると、とてもこの3つの枠に入りきれないし、具体的にどれを削ろうかというのが作業としてなってくるのですが、もし提案していただけるなら、この部分はいらないのではないかなというのがあれば、提案を逆にいただいたほうがいいんですが。

○中村委員長 私から、田中委員と少し違う展開を話してみたいと思います。

確かに長いですね。田中委員から言われた二段落目の6行は二文にしたほうがいい、確かにそう思います。しかしこれは構造的に考えると、下の○3つが合言葉的になっているんですね、これを見るとすぐ分かるわけですね。しかし、これだけでは足りない部分が、どうしても載せなければいけないものがあるから、ここは長くなっても仕方がないと。短いに越したことはないけれど、これを短くすると今度は趣旨が伝わらない。

構成的にはこれで私はいい。ただし、二段落目は6行ですから、これは少し改善していただいたほうがいいかなと思います。

ほかの2人はいかがですか。

○宮田委員 長さを感じるのは、恐らく同じ趣旨というか、そういうものが重なっている、連続しているんですね。あと、たぶん我々の話したことを抽出していただいたがために、こう

いう作文になっているんだなと思うので、この辺を整理すれば長期的には問題ないと思うんですが、ただ、「生命と人間尊重」、えっ、どっちですかというのとか、「の精神」、これも3つ入っているんですね。この辺を、例えばすっきりと、生命、要するに命を尊重するというものがずっと見えて、それはどういうことかということが説明されるとか。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 ここはどういうことかと言うと、人権の問題が出ていたので、人権の問題を表現するにはやはり命と人間尊重という2つの、両方とも同じことなただけけれど、命だけではない、でも命と人間尊重というのは少し意味合いが違うと思ってこういうふうに分けたんですけど、これを人権尊重の精神というふうに読み替えてもいいんだけど、人権だけではちょっと範囲が違うかなと思ってこういう表現になっているんですけど。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 そうだろうというふうに感じながら読ませていただいていたのですが、ただ、メッセージとして伝えていくときに、やはり第一位にあるのは生命尊重かなと。なぜ生命尊重なのか。ではそれを尊重していくためには人間尊重、要するに社会教育、生涯学習というふうにつながっていく、精神をはぐくんでいくという。教育の目標は共に生きる力をはぐくんでいくんだということが目標で、次世代を育成するために新たな文化を創造していくことを推進するんだということとか、それをこなしていく方法と言うか項目としては、例えば文化を伝承するとか、学校教育の中身を充実するとか、そういうふうに広がっていけば説明できると思ったんですけど。

○中村委員長 古岡委員、お願いします。

○古岡委員 宮田委員のおっしゃったことはよく分かりますが、そのためにとして出ているんですしたら、動詞が「めざし」と「学び」と「はぐくみ」という動詞が3つあるので文章が長く感じるんですけど、先ほどおっしゃられたように、最後に人間性豊かに成長することを願うものだというふうにまとめれば、これでいいのではないかと思います。動詞3つを最後の結文でまとめれば文章としてはきれいになります。

○中村委員長 もう一度お願いします。

○古岡委員 市政の実現をめざし、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、道徳心と体力をはぐくみという3つの動詞を最後の述語で願うものとまとめているわけですから、文章としてはきれいになります。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 今、宮田委員がおっしゃった「生命尊重」という後のくだりですけども、具体的にどういう形になりますか。

○宮田委員 メッセージとして伝える場合の文の並べ方と言うか抽出の仕方ということだと思います。だから文章としてはとてもきれいだし通ずるので、それを否定するつもりは毛頭ないんですが、ただ、こういうものをつくっていくとき、もっともっと凝縮していったほうが構造としては分かりやすく、こなしやすいかなと思います。

- 澤教育長 それは分かりましたが、具体的な凝縮の仕方としては。
- 宮田委員 それはたぶん次の段階でできてるのかと思っていたので、冒頭に申し上げたように、主意的なもの、目標値と、それをこなしていく目的と、でもその目的の中にもまた目標というのは当然出てくるので、その目標がダブっているように見えたんです。
- 中村委員長 それでは、田中委員からいただいた「推進する」がダブることと、「そして」というのが、もうちょっと別の言葉がよいのではないかと。
- それから、「生命と人間尊重の精神を基調とし」、ここをもう少し考えていただくということ。それから文章が長いということに関してはいろいろなご意見が出ました。いいと言う方と少し長いと言う方と、それから、長いのはいろいろな意味のダブリがあるからではないかということもあったし、めざし、学び、はぐくむということで願うとすることで文章構成としてすっきりとして読み取れるのではないかとということもありましたので、澤教育長、その程度で次回、原案案2までいきますか。
- 澤教育長 難しいかもしれない。
- 生命と人間尊重ではなくて、生命尊重を前に出すというのは、これは分かりましたのでそういう形にしたいと思います。
- あとは、最初言った「めざす」というところと、「そして」を「そのために」に置き換えて、あと問題は今、宮田委員のおっしゃったどこをどう凝縮して表現するかというのは、「生命尊重と人間尊重の精神を基調とし」、ということで「家庭教育、学校教育の緊密な連携のもとに」というのはいるのか、いないのかということになってくるから、ここがいないのであれば、生命尊重と人間尊重、ですべての市民が生涯を云々という。
- 中村委員長 宮田委員。
- 宮田委員 たくさん入れて説明をしておきたくなるということはあるのですが、私がちょっと考えたのは、まず生命尊重を第一において、それは何故かというさらにその上を立ててみたんですね。それは次世代育成のための新たな文化の創造というふうに組み立ててみました。
- では、その新たな文化の創造とはどういうことかという、生命の尊重をすることによってすべてを包含した多様性・多文化共生の社会をつくっていく意味があると言うか、そこに教育というものが必要で、あらゆる教育の機関や環境というふうに考えたんですね。環境とすると、人との関係性の中で学んでいく部分と、教育委員会、立川市が機関として例えば生涯学習推進センターですとか市民体育館ですとか、そういった機関としての整備を必要としていって個別計画にすぐく反映できるのではないかなと考えました。
- 中村委員長 だけどそれは基本協議で議論として出てきて、ダブることも基本協議でおっしゃったこともあったと思います。それを文章化したのがこれなんです。
- 宮田委員 だからもう一度、この文章ですとそう見えないという話と、文章だけでこの形を進めるのか、その構造を表現するための文章にするのか。
- 中村委員長 田中委員。
- 田中委員 今の宮田委員については、ちょっと誤解されていると思うんですね。この前文の

中で新しい文化の創造と、このことについて発言があったように多文化共生あるいは人と人との関係性、機関との関係、これが全部包括されるんですね。これをどうしても取り出すのであれば、下の○の部分に重点目標として掲げるのが筋であると、そう私は考えています。

○中村委員長 この構成でいいということですね。

○田中委員 そういうことです。

○中村委員長 澤教育長

○澤教育長 私は提案した立場ですから当然これでいいと思っていますけれど、新しい文化の話は、前文で格調高く、新しい文化の創造を目指す教育を目指すというふうに宣言をしているわけだから、宮田委員がおっしゃったのは、後ろのほうが先で前が後というような、そういうイメージに聞こえたので、私はこの3行で目指して、そのためにこういうことをやっていきます、先ほど古岡委員がおっしゃったように、学んでいきます、はぐくみます、人間性豊かに成長することを願う、そういう段落になっているので、私としては違和感はない。

ただ、強いて言うとするならば「家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもと」というのは、当然の、すべてに出てくるものなので、この部分はもしかするとカットしてもいいのかなという、そういうふうになれば私はいいと思っていたんですけど。

○中村委員長 教育長、「推進する」と文章はなっていますが、「目指す」とおっしゃったのは、田中委員のおっしゃった代替的な意味でおっしゃったんですか。

○澤教育長 田中委員から「推進する」が2つ入っているというので、だとすれば上のほうを「目指す」というふうにしたほうがいいと、私はそちらを。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 発言に誤解があったので。今私が説明した新たな文化の創造という部分は、前文でということで、これは私もそのように思っています。

そこも含めた意味合いで全体として話してしまったので、次の部分にかかっているように理解していただいたのかなと思いますけれども。

○中村委員長 分かりました。

では、具体的にお聞きします。「家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携」というのは、これは大前提であるから外したらいかがかという逆提案が澤教育長からありましたが、これはいかがですか。

○澤教育長 逆提案というより、長すぎるというのであれば、強いて取るならこの部分かなというだけで、私は基本的にはこれでいいと思っています。

○中村委員長 澤教育長はこのままでいいと思っているけれども、短くするというのであれば案としてどうかということがありましたが、田中委員。

○田中委員 ここの部分は大事ですので、家庭教育、学校教育、社会教育は是非生かしてほしいですね。そうすると市民が、私たちの教育目標であると、そう受け取っていただけると私は考えました。

○中村委員長 分かりました。一応この前文の議論は通過したいと思います。この長さで適当

ではないかという解釈で、ただ、表現方法等については精査する必要は若干残っていると思います。

次に○の1番目、いかがですか。田中委員。

○田中委員 2つあります。

1つは、生きる力を健やかに育み、「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のため」に役立とうとするひとづくりと。この中に「健やかに」という言葉が入っていますね。生きる力の中には既に健やかさとかやさしさとか、あるいは思考力、判断力、そういうのが入ってきていますから、だから「生きる力をはぐくみ」でいいのではないかと。

2つ目ですけれど、「ひとづくり」ということでソフトの部分を非常に大事にして目標をしっかりしているんですが、市民に分かりやすく最初にお話があったので、もしここでやるのであれば、「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のため」に役立とうとするひとづくり、その「ひとづくり」をなしにして、全く新しい言葉で恐縮ですけれども、「生きる力と社会に貢献する人の育成」と、そういうことも考えてもいいのではないかと、そう思っております。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 ちょっと反論したいところがあります。「健やか」は生きる力の中に、「生きる力を健やかに育み」で、抜いてもいいのかなと思いますが、この部分は学校教育の指針のところでも入っている文言なんです、「ひとづくり」は全編に絡む話なので、ここを抜いてしまうとちょっと。私は、教育目標はひとづくりだから、育てるわけだから、「ひとづくり」という言葉は全編入れたいというのは、皆様の前回の議論の中でもそういう話だったので。「健やか」は取ってもいいと思いますが、できればこのままがいいのかなと思っておりますが、皆さんどうでしょうか。

○中村委員長 私も、「ひとづくり」はずうっと一つのトーンでつながっているから、最後は「ひとづくり」がいいなという感じはします。

宮田委員。

○宮田委員 しつこいようですけれど、わざわざ3つにしているので、では3つとも「ひとづくり」なんですということと、「ひとづくり」ならどういう「ひとづくり」を3つの項目に分けるんですかという、そういう感じです。

文章としてはとてもきれいでそれはいいと思うんですが、メッセージとしてリズムカルに伝えていくんだとするならば、1番目は「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために」、もうこれでいいのではないかとか、2番目だったら、「いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習のできる」とか、健康だったら、「生き生きと生きるための健康づくり」とか、そうすれば3つとも「ひとづくり」で一つずつのメッセージが伝わり、なおかつ個別計画に反映できるかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 ただ、一つ一つはみんな違うんですよ。1つ目は学校教育、子どもたちにこう

いう子どもになってもらいたい。もとは子どもづくり、でもひとづくりという表現してはいますけれども、2つ目は生涯学習、3つ目は健康、スポーツを意識しているので、それぞれ確かに3つ違った側面の「ひと」なんですね。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 同じように、私は、この目的を果たすための方法として学校教育の内容の充実とすると、この「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のため」という学校教育、次の文化の伝承ということによって人によって伝えていくこと、これが社会教育だと私は勝手に思っているんですが、そういうときに、いつでも、どこでも、だれでも学べる、人と人とのコミュニケーション、学び合いによってよりよい文化が伝承され、まちづくりとしてもつながるといふ、そういう見え方と、それからこの健康がとっても難しかったのですが、どちらかというところと今までの社会の感じからすると体育館と言うか建物とかそういうものに見えてしまって、そうするとこのひとづくりと健康をどうつなげるのかなというところだけは私にとっては難しかったんですけれど。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 今1番目だけやっていますから、別のところでまた。

○中村委員長 まず、「健やかに」というのは今、取ったほうが良いということがありました。先ほどののは置いておいて、2番目に進んでいきたいと思います。2番目、3番目に共通していますから、そこで一緒に言っていたら、2番目はいかがですか。田中委員。

○田中委員 2番目については2つあります。

1つは、「いつでも、どこでも、だれでも自由に学べるまちづくり・ひとづくり」と。まちづくり・ひとづくりは非常に大事な目的ですよ。これは先ほど澤教育長がおっしゃったことで納得いたしました。ただ、ここであえて言葉を削れば、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり。

○中村委員長 「まちづくり」はいらぬということですか。

○田中委員 そうではありません。まちづくり・ひとづくりは一貫して通していますから、このところは揃えたいと思うんです。ここで「まちづくり」はハードの部分ですね。「ひとづくり」はソフトの部分です、これは生かしていくと。私が削るとすればというので今申し上げたのは、いつでも、どこでも、だれでも自由に「学べる」ではなくて「学ぶ」まちづくり・ひとづくりと。

もう1つ、短くすればということで、「いつでも、どこでも、だれでも学び合いの推進」、体言止めにしたんですね。それも一つ考えられるかなということで提案申し上げます。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 今の提案ですけれども、「学ぶ」はいいと思いますけれども、「ひとづくり」に特化するということになれば、「まちづくり」は取ってしまっているのかなと。「いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり」、それで統一したほうがいいのかとは思いますが。「まちづくり」は健康都市立川の実現のところに入っていますので、強いて言えば「学べる」

か「学ぶ」という議論はありますけれども、「まちづくり」は取っても全く違和感はないと思いましたが、

○中村委員長 田中委員。

○田中委員 今説明があったとおりで結構です。

○中村委員長 分かりました。ありがとうございました。

3番目にいきます。「健康で生き生きと行動し、つながるひとづくり」、これについていかがですか。田中委員。

○田中委員 「健康で生き生きと行動し」と。ここはできたら「生き生きと」を前にもってきまして、「生き生き健康」、つながるひとづくりもありますけれども、「生涯スポーツのひとづくり」と、ひとづくりでずっと通しますからね。ですからここでは「生き生き健康、生涯スポーツのひとづくり」、そうしてはどうかと思います。

もし、もう少し短くするのであれば、「生き生き健康、生涯スポーツの充実」と、そのようにしてもいいのではないかと考えています。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 確かに「生き生き健康」のほうがキャッチフレーズ的にはいいかなと。「健康で生き生き行動し」というと少し硬い気もしますから、「生き生き健康、生涯スポーツのひとづくり」ということであれば趣旨は同じことですので、それはそれでいいと思います。

○中村委員長 古岡委員。

○古岡委員 これでいいと思いますが、生き生きという字が活動の「活」にしたほうがいいと思います。

○中村委員長 そのほか○の3つ以外に通してとか、4つにしたほうがいいのではないかと、いろいろ3つのお互いの関連その他について、あったらお願いします。宮田委員。

○宮田委員 これで言うと図書館の機能がどこに入るのかなみたいなのところがあって、先ほどの「まちづくり」がもし入っているとすれば、図書館とか体育館とかそういった建物がイメージできるので、教育目標を機関の充実にするに機能と中身の部分という見方をしたときに、中身の場合はすべて包含してひとづくりにつながっているんですけど、そこはどうするのかと。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 今の話は○の2つ目で自由に学ぶ、学べるという表現、ここは完全に図書館であり生涯学習であると思っていますので、スポーツのほうは生き生き健康、生涯スポーツ、これで両方入っていると思います。

あとは、機関としてなのか目標としてなのかということになると、これはどちらかと言うとひとづくりに先ほど言ったように力点をおいていますから、当然そのために施設を充実するのは当たり前の話で、そこから導き出されるということでもいいと思うんですけども。

○中村委員長 だからその下には5つの個別計画が入ってくるわけですね。

○澤教育長 当然入ってきます。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 分かりました。そういうことも含めて、先ほど教育委員会の、「の」が入るのか入らないかでその立ち位置というか、順位というか、構造の見え方が違ってくるので、もう一度そのあたりも整理するとよりよくなるのではないかと思います。

○中村委員長 田中委員。

○田中委員 2つ追加したいなと思っていますが、1つは、市政の基本理念、その下の2行目に「生命と人間尊重の精神を基調とし、」と出ておりますね。この中で人間尊重の精神を基調とする上で、では重点目標としては一体何なんですかということが出てくると思うんですね。そういう中で、私は本市が特に力を入れている人権尊重教育あるいは人権教育、それを生かして人権尊重と、あとは思いやりのあるひとづくりと、そんなことで考えてみてはどうかと思っていますが。

○中村委員長 それをどうしようということですか。

○田中委員 それを目標の4つ目に入れたらと。今3つ出ています。順序は変えても結構ですが、そういうことを考えてみてはどうかと思っております。

もう1つは、先ほど新しい文化の創造、これが出てまいりましたので、それに対して重点の教育目標として考えておいたほうがいいかなと思うのは、よき伝統文化を継承し、発展するひとづくり、あるいは発展させるひとづくり、それを4つ目か5つ目に考えてみてはどうかと。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 先ほど前文の議論でもありましたけれども、生命尊重と人間尊重というのはまさに人権そのものなので、私は前文で謳っているのも、いいのかなと思っています。

2つ目の伝統文化の話は、教育基本法の改正の精神にのっとりということになると、確かに「教育基本法の精神にのっとり」というだけで改正教育基本法の精神とかと書いていませんから、その意味でいけば、よき文化を継承し発展させるというのは入れてもいいかなとは思いますが、皆さんはどういうふうに。

○中村委員長 4つに増やして、人権というのはこの文章の中に入っているからという提案がありました。それでよろしいでしょうか。

○田中委員 分かりました。

○宮田委員 3つなんですね。

○中村委員長 いえ、4つにします。提案があつて。

○宮田委員 4つ目に文化と伝統を入れてしまうんですね、はい。

確認と言いますか、立川市の教育なのでというお話があったので、この前文から、そのために市政の基本理念の実現を目指す、というこの構造でいいんでしょうか。市の理念があり、それを受けて教育としてどうするかというのではなくていいんですか。

○澤教育長 そういう構造になっています。教育基本法が一番上にあつて、それを受けて市の理念があつて、その下に施策が入っているわけだから構造的には3つの構造になっています。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 教育基本法の精神が同時に一致しているというふうに見るか、教育基本法の精神を受けて教育委員会がするのか、そこの辺ですけど。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 教育基本法の精神にのっとってが一つ一番上にあって、そしてそのために市政の基本理念があるから、それを踏まえて、そして教育委員会の施策について、具体的に家庭教育云々からはじまっての話が展開するという構造になっているから、宮田委員が言っている意味が、教育委員会が先にくる、後にくるという話なのか、立川市が先にきたほうがいいのか、という話なのか。

○中村委員長 宮田委員。

○宮田委員 どちらかはわからないのですが、これで見るとまずは教育委員会でやっているのが教育委員会としての流れになっているんだというふうに理解しているんですが、改めて立川市の基本理念を読んでみると、「心のかよう緑豊かな健康都市立川」、このキーワードが4つあるかなと私は思いました。心の通うというのはイコール命の尊重なのだろうなというふうに、緑豊かは環境、健康はやはりどうしても機関という見え方でしかなかったんですが、都市立川ということで、立川にあえて都市を付けているというところに立川らしさ、立川の未来像があるのかなというふうに思ったので、それがあって、だからどういう教育をしたいか、しようかということで、それが同時に教育基本法の精神と一致しているということなのではないかなと思ったんです。

○澤教育長 それは違うと思います。都市立川ではなくて、健康都市というのがキーワードなので、それは違うと思います。

それとあと、今の議論でいくと、教育委員会としては教育基本法が一番上において、だけど市政の基本理念の実現をめざしていくんだと。それには生命尊重からはじまって以下、教育委員会としてはこういう目標を立ててひとつづくりをしていくんだと、そういうストーリーだから、これは特別、何かありますか。

○中村委員長 古岡委員、この構成いかがですか。

○古岡委員 そこまでいってしまう必要はない気がします。今回は今の状況でいいのではないかと思いますね。

○中村委員長 田中委員。

○田中委員 たびたび話が出ていますように、教育目標を策定する上で大事なことは、一番最初に教育基本法、約60年ぶりで改定されたわけですね。それは家庭、学校、社会教育関係についてかなり具体的に目標、方針が出ていますから、それはそれとしてしっかりと押さえた上で立川はどうなのかと、そういう面で市政の基本理念、それを押さえて、特に健康都市立川と、それを受けて具体的にどういうことをするんですか、それを受けてこういう願いをもって3つなり4つきちんと重点教育目標を掲げますと。そうして市民に分かりやすい方向を示しているわけですね。ですから何ら問題はない、そう思います。

○中村委員長 分かりました。ではこれで終わりにして、最後に結文についてはダブっているということがありましたので、そこは先ほど改善案が提案されましたので、特にご意見ありますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 それで、次回で決定ではなくて、原案-2 という形で提案されると思って、その次で原案決定ですから、今日はこれで終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 次回は今日の議論を踏まえまして、原案-2 として事務局から提案していただくということを確認して、協議 (1) 立川市教育委員会の教育目標について、終了いたします。

---

## ◎報 告

### (1) 東北地方太平洋沖地震における対応等について

○中村委員長 報告にいきたいと思います。

報告 (1) 東北地方太平洋沖地震における対応等について、事務局よりお願いいたします。澤教育長、お願いします。

○澤教育長 今回の対応につきましては、前回も経過について長くご報告申し上げましたが、その後だいぶフェイズが変わってきておりまして、一つは、今現在、立川市内に避難されている方は4月10日現在ですが49世帯の118人、そのうち就学している児童生徒は12名ということになっています。それに対応した形でいろいろな支援をしておりますけれども、前回は帰宅困難者の態勢の支援だったのですが、今はいわき市を中心としたところに支援をしておりますと同時に、先ほど言った118人の皆様のケアをどうするかということで、これは物心ともですけれども、特に市民の方から家電の提供を受けたり、そういう形で今支援を受けて、実際に市のほうとしてもリサイクルセンターで必要なものを揃えてあげるとか、そういうことはやっております。

それと同時に、教育委員会とも関係しますけれども、こぶしカードというのを発行しまして、すべての公共施設を利用できる、特にくるりんバスも含めて無料で提供しようということで今、発行準備を進めています。

あと、教育委員会関係としては、被災地から教育委員会の機能が停止している市町村がいっぱいありますので、教員を派遣してほしいという話でありますとか、教育委員会事務局そのものを、事務局員を派遣してほしいという要請もきていますので、これらも含めて対応を今現在やっているところです。

これからの予定としては、さらに都営住宅での受け入れでありますとか、この間申し上げた立川ろう学校の寄宿舎の受け入れでありますとか、教員宅あるいはOBの教員の家へホームステイをさせるということでの受入要請もきていますので、立川市内でもこれからどんどん増えていく状況下にあると思っております。

あと、義援金の関係ですけれども、4月11日の集約現在では、3764万3660円ということ

で、目標は3500万円でありましたので、11日段階で107.55%、目標は達成したという状況があります。

それから、12名のお子さんが立川に来ているわけですが、学用品をすぐ買い揃えられないという状況もありますので、市役所の全職員に学用品の提供を呼びかけておまして、早速幾つか集まってきておりますので、集まり次第子どもたちにお渡ししていく、そういう段取りもしております。

概略ですけれども、以上でございます。

○中村委員長 ここにある資料第6報、第7報以外でも市の対応、12名の受け入れている子どもへの対応とか教育委員会の対応、義援金等について報告がございました。

はい、澤教育長。

○澤教育長 今お手元にあるのは第6報、第7報ですが、第6報は前段階の段階でありましたので説明は省略させていただきますが、第7報ですが、これにつきましては、これまで計画停電期間中は登下校を含んで学習活動をしなないという方針でありましたけれども、4月8日の計画停電を原則不実施という発表が東京電力からございましたので、今後の教育活動の実施については、そこに書いてありますとおり、基本的に平常授業としていきます。

ただ、教育活動を実施する際、引き続き余震が続いておりますので、児童生徒の安全管理の徹底、具体的には避難訓練もやっておりますけれどもそれらの徹底。それから、学校生活において節電を心がけるということで、これは計画停電不実施に伴いまして基本的には全公共施設、夜間は開けるということになりました。したがって、体育館とか図書館も準備が整い次第開けていきますけれども、それについても節電は心がけるという方向でいます。

ただ、これについても東京電力も政府も、これからたぶん25%の削減の方針が夏に向けてくると思いますので、これに対してはどういう対応をするかというのは、また別のところで少し検討していかなければならない。例えばプールなどでも今までどおり全部できるのかどうかというのは、25%となると大幅に削らなければいけないし、営業時間を削るか営業日を考えるかということも場合によっては考えていかなくてはいけない状況になってくるかもしれませんが、今の段階では原則、平常に戻すということでやっています。

○中村委員長 ありがとうございます。質問等ございますか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 余震が続いておりますので、安全確保をしながら、この第7報についての徹底をよろしくお願ひしたいと思います。また、ここにある教職員の異動等に伴う役割分担というのも非常に大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告(1)東北地方太平洋沖地震における対応等について、を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 立川市職員の人事異動について

○中村委員長 続きまして報告(2)立川市職員の人事異動について、報告を事務局よりお願ひ

いたします。近藤教育部長、お願いいたします。

○近藤教育部長 4月1日付で教育委員会事務局の人事異動がございました。

お手元に資料を配付させていただきましたけれども、課長級につきましては統括指導主事を含めまして3名、係長級につきましては学校教育の関係12名含めまして合わせて15名、係員につきましてはそこがございますとおり、41名という大勢の職員の人事異動が行われたところでございます。

簡単ですけれども、資料をご覧くださいということで説明を終わりにさせていただきます。

○中村委員長 質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 新しい体制で市民に届く教育行政の執行をよろしくお願ひしたいと思います。

報告(2)立川市職員の人事異動について、を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (3) 小学校スクールカウンセラーの配置について

○中村委員長 続きまして報告(3)小学校スクールカウンセラーの配置について、事務局よりお願いいたします。並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 では、平成23年度立川市立小学校のスクールカウンセラーの配置について、ご報告いたします。

これまで学校におけるスクールカウンセラーの配置は東京都教育委員会の直轄事業として平成13年度から都内全中学校において実施されているところでございますが、昨年度は立川市内では小学校2校がスクールカウンセラーの配置があり、都内では小学校132校の配置、これが昨年度の状況でございました。

今年度、東京都教育委員会でのこの事業の拡大ということを受けまして、全部で327校の小学校にスクールカウンセラーを配置するという計画がございましたので、立川市といたしましては、学校長の意向を受けて、このスクールカウンセラー配置の拡大の申請をいたしました。拡大申請をいたしましたのは、当初8校の希望を出しましたところ、最終的には8校すべてにスクールカウンセラーの配置を受けるという決定通知がございました。

配置の目的は、そこに書いてあります事業目的に加えて、各学校からは不登校児童への対応や、よりきめ細かく特別な支援を必要とする児童に対応すること、中学校進学前の不登校事前防止等が主なものでございます。

配置期間は2年間でございますので、この2年間において校長会、生活指導主任会等でその適切な活用について助言をしております。自校の問題行動の事前防止、根絶に向けた取り組みについて、各学校で活用されると考えております。

以上です。

○中村委員長 報告ありがとうございました。すべて希望したところは配置できたということでございます。よかったと思います。今ご説明があったような対応について、よろしくお願

いしたいと思えます。質問ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 なければ、報告(3) 小学校スクールカウンセラーの配置について、を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 平成22年度教育委員会事業後援について

○中村委員長 続きまして報告(4) 平成22年度教育委員会事業後援について、事務局よりお願いいたします。早川生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○早川生涯学習推進センター長 平成22年度教育委員会事業後援について、報告申し上げます。事業後援につきましては、立川市教育委員会が各種事業を後援する基準を定め、教育委員会事業後援規程に基づきまして教育長の専決事項として事業後援の承認をしているところでございます。

平成22年度上半期事業後援につきましては、第20回立川市教育委員会定例会におきまして既にご報告をさせていただいたところでございます。今回は平成22年度下半期、平成22年10月から平成23年3月までの事業後援についてご報告をさせていただきます。

お手元の平成22年度教育委員会事業後援申請概要資料1ページをご覧ください。

下半期の申請件数は33件で、そのうち新規が7件、21.2%であります。過去3年間に事業後援の承認を受けたことがある事業も、実績ありとして26件で、78.8%であります。

2ページをご覧ください。

下半期33件の申請件数はすべてを事業承認し100%の承認といたしました。

3ページをご覧ください。

申請事業の内容は、下半期で一番多かった内容は文化でありまして19件、57.6%となっております。

4ページをご覧いただきたいと思えます。

申請事業の対象は、下半期で一般が19件、57.6%、親子・子どもが13件で39.4%となっております。

5ページをご覧いただきたいと思えます。

申請団体は、下半期で公益的団体が11件34.4%、社会教育関係団体が9件で28.1%となっております。

なお、別事業といたしまして平成22年度の事業後援申請一覧として具体的な事業内容を記述したものを配付させていただきました。

報告は以上であります。

○中村委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 質問がなければ、平成22年度教育委員会事業後援について、特に今回は下半期

ということでしたが、報告を終了したいと思います。

報告を4件終了いたします。

---

#### ◎その他

○中村委員長 その他、事務局からございますか。

小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 教育委員会関係の日程の変更について、報告いたします。

本日、差し替え分をお配りしましたけれども、6月の第11回と第12回の教育委員会定例会がございますけれども、9日、23日いずれも立川市議会の本会議と重なっているため、差し替えたとおり、6月8日水曜日午後1時半、6月24日金曜日午後1時半にそれぞれ日程を変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 場所も変わっていますので、委員の皆様よろしくお願いいたします。

定例会の開催日についてでございました。

---

#### ◎その他

○中村委員長 ほかございますか。

私から、定例会終了後に我々の勉強会を開きますが、その後、施設訪問を行いますので皆さん、時間をお借り願いたいと思います。

なお、これは本当は第6回で計画されていたのですが、ガソリン等の都合ということで本日実施するものでございます。

その他、ほかなければよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

---

#### ◎閉会の辞

○中村委員長 それでは、平成23年第7回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回第8回立川市教育委員会定例会は、4月28日、13時30分から205会議室にて開催いたします。

午後 2時38分閉会

署名委員

.....

委員長